

告 示

埼玉県告示第百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

川口本町4丁目9番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年十月二十九日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県川口市本町四丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県川口市本町四丁目十三番三号

五 設立認可の年月日

令和三年十月二十九日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年二月十日